

平成 25 年 11 月 3 日制定

平成 29 年 5 月 24 日改訂

阪南大学マスコットキャラクター等運用マニュアル

1. マニュアル策定の目的

このマニュアルは、阪南大学(以下「本学」という。)の建学の精神・ミッションステートメントを具現化するマスコットキャラクター等について、その使用に関し必要な事項を定め、普及の促進を図ることにより、国内外に本学の知名度を高めるとともに、イメージの浸透を図ることを目的とする。

2. マスコットキャラクター等の定義

このマニュアルにおけるマスコットキャラクター等は、本学の公式マスコットキャラクターに定められたもの及びその名称、ロゴ等をいう。

3. 形状等

マスコットキャラクター等の形状、色彩及び寸法の割合等は、別に定める阪南大学公式マスコットキャラクターレギュレーション・マニュアル(以下「レギュレーション」という。)を遵守しなければならない。

4. 使用者

マスコットキャラクター等は、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学
- (2) 本学クラブ、サークル
- (3) 本学後援会、同窓会等の関係団体
- (4) 本学学生及び教職員
- (5) その他、総務企画課が適当と認めたもの

5. 使用範囲

マスコットキャラクター等の使用範囲については、次のとおりとする。

- (1) 本学が発行する印刷物及び刊行物
- (2) 本学の公式ウェブサイト
- (3) 本学の封筒、名刺
- (4) 本学の教育、研究、社会貢献等の諸活動において作製する印刷物及び記念品等
- (5) 本学学生の課外活動において作製する印刷物、記念品及びユニフォーム等
- (6) その他、総務企画課が適当と認めたもの

6. 申請

マスコットキャラクター等の使用については、事前に申請して、許可を得なければならない。

ただし、以前に申請して許可を受けた使用物については、同一内容での使用もしくはレギュレーションに従って使用する範囲においては、再度の申請を必要としないものとする。

使用の許可を得ようとするときは、申請者は本学所定の使用申請書に必要な書類を添付のうえ、学長室総務企画課に提出するものとする。

なお、使用内容が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。

- (1) 本学及びマスコットキャラクター等の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき
- (2) マスコットキャラクター等の正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認めるとき
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教法人を支持し公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他、総務企画課が使用について不適切であると認めるとき

また、マスコットキャラクター等を使用して物品等の販売を行う場合は、本学と著作者との間で締結された利用許諾契約書の内容に従うものとする。

7. 申請内容の変更

6.により、マスコットキャラクター等の使用許可を得た者(以下「使用者」という。)は、既に許可された内容を変更しようとするときは、再申請するものとする。

物品等の販売に係るマスコットキャラクター等の使用については、許可を得たものに関する変更は認めない。

8. 使用上の遵守事項

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、総務企画課の指示する条件に従うこと
- (2) 譲渡や転貸をしないこと
- (3) レギュレーションに従って、正しく使用すること
- (4) 本学のマスコットキャラクター等であることを明記すること
- (5) 許可に係わる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと
- (6) 商標登録出願を行わないこと

9. 不正使用の防止

総務企画課は、マスコットキャラクター等に関し、本マニュアル又はレギュレーションに違反するもの若しくはそのおそれのあるものを発見した場合は、マスコットキャラクター使用許可を取り消し、速やかに不正使用防止に必要な措置を講じることができる。

また、総務企画課は、必要なマスコットキャラクター等の使用許可を受けずに使用しているもの、又は使用しようとしているものに対し、その使用の停止を求め、使用物件回収等の措置をとることができる。

この場合において、使用者に損失が出ても、大学はその責めを負わない。

10. 事務

マスコットキャラクター等の使用に関する事務は、学長室総務企画課が行う。